

豊中市消防本部消防職員委員会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、豊中市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年豊中市規則第34号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、豊中市消防本部消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(委員の推薦)

第2条 委員の推薦については、委員の推薦を行う職員（以下「推薦人」という。）をそれぞれ当該各号の組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに推薦し、推薦人会議において推薦するものとする。

(1) 消防本部 8人（室及び各課1人、指令情報課交替制勤務第1～第3の職員各1人）

(2) 北消防署19人（予防広報担当1人、第1～第3警備の本署及び各出張所各1人）

(3) 南消防署10人（予防広報担当1人、第1～第3警備の本署及び各出張所各1人）

2 推薦人会議による組織区分ごとの推薦結果は、推薦人会議の議長から委員に推薦された職員の同意をとり、消防本部にあつては消防総務室長、北・南消防署にあつては各所属長を通じて消防長に報告するものとする。

3 推薦人会議は、組織区分ごとの推薦人の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができないものとする。

(委員長及び委員の指名)

第3条 規則第5条第1項に規定する委員長及び委員の指名は、消防長が辞令書を交付して行うものとする。

(委員の任期)

第4条 規則第6条第1項前段に規定する委員の任期は、5月1日から翌年4月30日までとする。

(意見取りまとめ者)

第5条 規則第7条第1項に規定する意見取りまとめ者は、組織区分ごとにおける職員の話し合いによるほか、第2条第1項に規定する推薦人会議において推薦することができるものとする。

(意見取りまとめ者の任期)

第6条 規則第7条第4号前段に規定する意見取りまとめ者の任期は、5月1日から翌々年4月30日までとする。

(意見の提出等)

第7条 職員の意見の提出については、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 意見の提出は、規則第8条第1項の規定により、消防総務室を経由して行うものとする。

(2) 審議の対象となる意見は、消防長を除く職員の提出によるものとする。

- (3) 意見は、原則として職員個人の提出によるものとする。ただし、複数の職員の連名による提出であっても、職員個人からの意見の提出であると認められる場合は差し支えないものとする。
- (4) 職員は、意見の提出に当たっては、委員会の審議を円滑に進めるため、できるかぎり関係する資料を添付するよう努めるものとする。
- (5) 意見取りまとめ者は、意見の提出者に対して、委員会の審議を円滑に進めるため、関係資料の提出を求めることができるものとする。
- (6) 職員は、提出した意見をいつでも撤回することができるものとする。
- (7) 委員及び意見取りまとめ者は、自ら職員の意見を集めてはならないものとする。
- (8) 匿名による意見の提出は、受け付けないものとする。

2 消防総務室においては、職員から提出された意見について、消防総務室及び主担課より現在の状況その他当該意見に関する所見等を委員会の開催までにとりまとめておくものとする。

(意見の提出期日)

第8条 規則第9条第3項に規定する消防長が定める期日については、消防長の通知により職員に知らせるものとする。

(委員会の会議)

第9条 委員長及び委員は、あらかじめ委員長が定めた審議時間の範囲内に審議を終えるよう効率的な審議に努めるものとする。

(委員会の議事録)

第10条 委員会の議事録は、これを作成しないこととし、審議の結果は、口頭又は意見を提出する際に付記することをもって、消防長へ報告するものとする。

(委員会の意見)

第11条 規則第10条に規定する消防長の定める区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施することが適当である。
- (2) 諸課題を検討する必要がある。
- (3) 実施は困難と考える。
- (4) 現行どおりでよい。

(消防長の処置)

第12条 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 職員は、委員会への意見を提出したこと、又は、委員会の委員としての正当な行為を理由として、いかなる不利益な取扱いを受けることはないものとする。

附 則 (平成17.8.1 消防長訓令第31号)

- 1 この規程は、令達の日から施行する。
- 2 豊中市消防本部消防職員委員会に関する要綱(平成9.5.13消防長訓令第14号は、廃止する。

附 則（平成23.4.1 消防長訓令第4号）
この規程は、令達の日から施行する。